

裁判官の職務情報提供推進委員会 始動

弁護士が提供する職務情報が、裁判官の再任適否や人事評価の資料となる

裁判官の職務情報提供推進委員会委員長 水野 賢一 (38 期)

1 裁判官の職務情報提供推進委員会

裁判官選考検討委員会は、本年4月より、裁判官の職務情報提供推進委員会に名称を変更し、心機一転活動を始めた。

弁護士等の提供する裁判官の職務情報を、裁判官の再任適否の判断や人事評価の資料とするのが、いわゆる外部情報提供制度である。これには最高裁判所が制定した下級裁判所裁判官指名諮問委員会規則に基づくものと、裁判官の人事評価に関する規則に基づくものとのふたつがある。弁護士の提供する裁判官の職務情報が、裁判官の再任適否の判断や人事評価の資料となるのである。

当委員会は、会員が行うこれらの裁判官の職務情報提供を推進することを主な活動内容としている。しかしながら、裁判官選考検討委員会という名称では、この活動内容が会員にうまく伝わっていないのではないかと考え、今回、名称変更を行った。当委員会の主な活動内容の理解を得るとともに、会員による裁判官の職務情報提供がより積極的に行われることを期待する。

なお、外部情報提供制度においては、職務情報提供者の氏名は、当該裁判官には知られない仕組みとなっている。

2 裁判官の再任適否の判断資料となる職務情報

最高裁判所の下級裁判所裁判官指名諮問委員会規則に基づく外部情報提供制度は、再任期裁判官に関する再任適否の判断資料となる職務情報の提供を求めるものである。

再任期裁判官の再任適否についての下級裁判所裁判官指名諮問委員会の意見申述が、例年、4月任官の裁判官については12月に、10月任官の裁判官については7月になされている。このため、それぞれの約2月前である10月と5月とに、該当する再任期裁判官に関する職務情報の提供が求められる。

弁護士の提供する再任期裁判官に関する職務情報が、裁判所内部では把握していない情報であった場合などは、提供した職務情報が再任適否の判断に大きく影響することになる。再任期裁判官の再任適否につい

ての下級裁判所裁判官指名諮問委員会の意見申述が適正になされるための職務情報の提供を、会員が積極的に行うことを期待する。

3 人事評価の資料となる職務情報

最高裁判所の裁判官の人事評価に関する規則に基づく外部情報提供制度は、人事評価の資料となる裁判官の職務情報の提供を求めるものである。

裁判官の人事評価の基準日が毎年8月1日で、評価権者による面談が7月になされることから、6月末日までに裁判官の職務情報の提供をすることが求められる。弁護士の提供する裁判官の職務情報は、評価権者が行う人事評価における貴重な資料として活用されている。裁判官に対する人事評価が適正になされるための職務情報の提供を、会員が積極的に行うことを期待する。

4 報告書提出をご検討ください

裁判官の職務情報の提供方法について定められた様式はなく、適宜、高等裁判所や地方裁判所の各総務課長宛に提出することとなっているが、当委員会では、報告書の雛型を用意するとともに、報告書提出の取り次ぎを行っている。

裁判官の職務情報の提供に協力いただける会員は、雛型を利用して報告書を作成し、取次依頼書と会員の事務所封筒(報告書通数分)とともに、司法調査課に提出されたい。報告書雛型や取次依頼書は、会員室に備え置きしており、会員サイトからダウンロードすることもできる(東弁WEB会員専用ページ→左下にある「裁判官に関する情報提供のお願い」をクリック→「裁判官の職務情報を提出する方法」をクリック)。

取次依頼を受けるに際しては、裁判官の職務情報について会(当委員会)と共有することの承諾をお願いしている。共有の承諾を得た裁判官の職務情報については、当委員会の目的に資するよう適切に利用させていただいている。

*問い合わせ先：司法調査課 TEL.03-3581-2207